

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五

| | |
|-------------------|-------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐倉市 (122122) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 坂戸 (坂戸) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月17日 (2回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の半数が70歳以上と高齢化が進み、後継者不足が懸念されている。
- ・ 遊休農地が増加傾向にある。
- ・ 圃場の排水が悪く大型機械が入れない。
- ・ 用排水路等のインフラの老朽化が進行している。
- ・ 集約化が進んでいない。
- ・ イノシシが出没し始めている。

以上のことから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用し、かつ、有害鳥獣からの被害を防止していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者：22人（うち50歳以下1人）

主な作物等：水稲・露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水田：認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、老朽化した用排水路等の整備を進め、経営の安定化を図る。
- ・ 畑：新規就農者の受け入れも含め、担い手への農地集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 97 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 97 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。また、遊休農地の発生を抑制するため、担い手への農地集積を進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 生産性の向上を図り経営の安定を図るためには、農業用施設の更新が課題となっており、国の用水管改修等の補助事業や換地を含む基盤整備事業の活用などについて地域の話し合いを進める。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地や空き家を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 特に無し |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | |
|---|---|--|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①雑草が繁茂している遊休農地の草刈りを実施するなど、イノシシの住処や餌場になる恐れのある箇所環境整備等を行うことでイノシシからの被害防止に努める。
- ②有機農業や農薬・化学肥料を減らした環境にやさしい農業などを進め、農産物の高付加価値化を目指す。
- ⑦農作業への影響が発生しないよう、活動組織等により農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。
- ⑧用排水路の老朽化は営農に支障を恐れがあることから、用排水管の修繕等を実施するための地域での話し合いを進める。

